平成27年3月6日 日本学術会議事務局 管理課用度·管理係

調達公告

件 名 日本学術会議関係法規集(平成27年3月)の印刷

ボックス番号 ⑤

数 量 別紙仕様書の通り

作業内容 別紙仕様書の通り

納 入 期 限 平成27年3月31日(火)

見 積 提 出 期 限 平成27年3月12日(木)18:00

(郵送の場合は3月11日(水)18:00)

見積書提出先及び

仕様書交付先

T106-8555

東京都港区六本木7-22-34

内閣府日本学術会議事務局管理課用度•管理係

Tel 03-3403-1930

担 当 者 名 用度・管理係 佐藤、西田

仕様書問合わせ先

内閣府日本学術会議事務局企画課

担 当 者 名 審査係 石橋 慶久

競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項

①別添の「オープンカウンター方式について」を参照

②参加者は、見積書の提出をもって

「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕様書

部局名 日本学術会議事務局企画課審査係

件名 日本学術会議関係法規集(平成27年3月)

部数 350部

製版様式等 活版 、オフセット 、軽印刷 、その他 ()

・本文403ページ

その他、表紙、はしがき(1ページ、裏空白)、目次(4ページ)、裏

表紙、色仕切り紙18枚

※頁数については数頁程度増減する場合がある。

版型 A4 、 その他 (A5) 、 見本のとおり

印刷 片面印刷 、 両面印刷

色 色指定(有、無)(すべて黒一色)

活字 「原稿のとおり」(紙媒体及び電子データ支給(word 又は pdf)))

用紙表紙、本文とも上質紙

表紙 見本のとおり(色有り) (背文字入れ有り)

本文 見本のとおり (ノンブル打ち有り)

製本内容 左クルミ

納期 平成27年3月31日(火)

校正 1回以上、構成責任者が完全と認めるまで行うものとする。なお、校正

原稿は電子媒体(pdf)で提供すること。

*3月25日(水)を校了日としたい。

備考

校正責任者 企画課審査係 石橋 慶久

1年 3403-3768 (直通)

その他

- (1)請負業者は、仕様書に定める規格等について印刷、製本等の精度 を確保するとともに、文字のかすれ、欠け及び乱丁・落丁等が生じ ないよう、万全を期さねばならない。
- (2)製品の納入後、不良品が発見された場合には、速やかに製造履歴 を遡及し、発生原因及び影響等を特定し、担当者の指示に従い遅滞 なく代替品を納入すること。
- (3) 担当者から貸与したデータ等は、本業務終了後、速やかに担当者に返却すること。
- (4) 本契約において知り得た情報等を他に漏らしたり、使用してはならない。
- (5) 詳細については、担当者の指示に従うこと。

●原稿枚数について

表紙 1枚 はしがき 1枚 目次 4枚

本文 403枚(白紙の頁を含む。)(予定)

仕切紙 18枚

合計 427枚

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について入札書又は見積 書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなって も、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。) ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表) 等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして いるとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を識じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約 担当官等へ報告を行います。